

第5章 資料

<参考資料>

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生時の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の

状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の

大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から換算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性を持って存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

〈和歌山県 自殺に関する相談窓口〉

安心して相談できる場所です

和歌山県自殺対策推進センター相談専用電話

はあとライン (通話料がかかります)

0570-064-556 年中無休 24時間 365日対応

和歌山県公式LINE相談

いのちのセーフティーラインわかやま

LINEの相談受けは平日（年末年始を除く）の9時～17時
チャット形式の相談ではありませんので、すぐにお返事できません。



社会福祉法人和歌山いのちの電話協会

いのちの電話

073-424-5000 年中無休 10時～22時

0120-783-556 毎月10日は24時間相談（通話料無料）

※相談窓口は、和歌山県精神保健福祉センターホームページにも掲載しています

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/050301/050301/jisatsutaisaku.html>

【その他の主な悩み別相談窓口一覧】

安心して相談できる場所です。（ひとりで抱え込まずに、お電話ください。）

	相談内容	電話番号	受付先・時間（基本、年末年始・祝日除く）
こころの健康	こころの健康に関する相談 （精神疾患、アルコール健康障害、依存症、ひきこもり等）	・面談相談(予約) 073-435-5194 ・電話相談 （こころの電話） 073-435-5192	和歌山県精神保健福祉センター ・面接相談 ※要予約 ・電話相談 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～16:00
	こころの相談 （精神疾患、依存症・嗜癖、ひきこもり等）	電話：42-5440 Fax：42-0886	和歌山県橋本保健所 保健課 月～金9:00～17:45（祝日、年末年始を除く） ※要予約
	ひきこもり相談	33-3708 ※Eメールでの相談可	橋本市福祉課 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く） （窓口に来られる場合は要予約） ✉ fukusi@city.hashimoto.lg.jp
	薬物に関する相談	42-5443	和歌山県橋本保健所 衛生環境課 月～金9:00～17:45（祝日、年末年始を除く）
人権	人権全般に関する相談	073-421-7830	和歌山県人権啓発センター（人権ホットライン） 月～金9:00～16:00（祝日、年末年始を除く）
		33-1229	橋本市人権・男女共同推進室 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
	子どもの人権についての相談	0120-007-110 073-425-2704	子どもの人権110番（和歌山地方法務局） 月～金8:30～17:15
子ども・若者	妊娠期から出産・子育ての悩み、困りごと総合相談 （18歳まで）	0120-583-336 33-0039	橋本市子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」 月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
	家庭における子育ての悩み や心配事相談（教育関連）	32-1512	橋本市教育相談センター（杉村公園内） 月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
	いじめ、不登校など教育に関する相談		
	若者(概ね15歳～39歳まで)の様々な悩み、問題についての相談	32-0874 ※Eメールでの相談可	若者サポートステーションWith Youきのかわ 月～金10:00～17:00 （祝日、お盆、年末年始を除く） ✉ https://with-you-wakayama.jp （PC専用） https://with-you-wakayama.jp/mobile/ （携帯専用）

	いじめ、不登校など教育に関する相談	073-422-9961	和歌山県教育委員会 子供SOSダイヤル 24時間電話対応(365日対応)
	児童虐待や子ども(18歳未満)についてのあらゆる相談	073-445-5312 42-3210	・和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ・和歌山県橋本保健所 どちらも 月～金9:00～17:45
男女共同参画D.V・性暴力	女性電話相談	33-8525	橋本市人権・男女共同推進室 対象者：橋本市内に在住、在勤、在学の女性 月～金9:00～13:00(祝日、年末年始を除く) ※女性相談員が対応します
	女性が直面する様々な悩み相談	42-0491	和歌山県橋本保健所 月～金9:00～17:45(祝日、年末年始を除く)
	男女共同参画の妨げとなる様々な相談	073-435-5246	和歌山県男女共同参画センター“りいふる”相談室 ・電話相談 (月、祝日、年末年始を除く) 火～土：9:00～20:30(受付20:00まで) 日：9:00～17:00(受付16:30まで) ・面接相談 ※要予約(月、祝日、年末年始を除く) 火～土：9:00～17:30(受付16:30まで) 日：9:00～16:00(受付15:00まで) ・男性のための電話相談 ※予約優先 毎月第2水曜日 16:00～20:00
	配偶者からの暴力・女性のさまざまな相談	073-445-0793	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 9:00～21:30 (年末年始を除く)
	性暴力を受けた被害者の相談	073-444-0099	性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」 ・電話相談 9:00～22:00(年末年始を除く) ・面接相談 9:00～17:45 (※要予約 土日、祝日、年末年始を除く) ・緊急医療は22時まで (年末年始を除く)
	介護・認知症	介護保険等についての相談	33-1633
	高齢福祉についての相談 (高齢者福祉の総合相談)	33-3705	橋本市いきいき健康課(地域包括支援センター) 月～金8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
	認知症に関する相談	33-3705	橋本市いきいき健康課(地域包括支援センター) 月～金8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
	わかやま認知症なんでも 電話相談	0120-969-487	一般社団法人和歌山県認知症支援協会 月～金10:00～15:00(祝日を除く)
	認知症の本人や家族からのお困り相談	0120-783-007	認知症コールセンター(公益社団法人認知症のひと家族の会和歌山県支部) 月～土10:00～15:00(祝日、年末年始を除く)

障 が い	障がい者福祉についての相談	33-3708	橋本市福祉課 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
	障がい者や家族の様々な相談支援	33-1910	橋本・伊都地域基幹相談センター（保健福祉センター内） 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
	障がい者にかかる相談支援（全般）窓口	33-1910	橋本・伊都障がい者相談支援センター（保健福祉センター内） 月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
	障がい者の方の就業に関する相談	33-1913	伊都障がい者就業・生活支援センター（保健福祉センター内） 月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
仕 事 ・ 職 場	労働者の健康に関する相談（治療と仕事の両立支援）	073-421-8990	和歌山産業保健総合支援センター（祝日、年末年始を除く） 月～金8:30～17:00（※要予約）
	労働に関する疑問、トラブル等の相談	073-436-0735	和歌山県労働情報センター（祝日、年末年始を除く） 火・水・木・金16:00～20:00 土・日10:00～16:00
生 活	消費生活に関する相談 多重債務相談	電話：33-1227 Fax：33-1200	橋本市市民課 橋本市消費生活センター 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
	消費生活相談員による相談	電話：33-1227	橋本市市民課 橋本市消費生活センター 毎月第3火曜日 13:00～16:00（※先着順） 日程の詳細は広報にてお知らせします。 市役所が休みの場合は、相談会はありません。
	法律相談会	39-7200	橋本市市民課 市民相談係（弁護士が対応） 毎月水曜または木曜13:00～16:00（※要予約）
	行政相談	33-1111	橋本市市民課 市民相談係 毎月第4火曜 13:30～16:00（※先着順）
	生活困窮者自立支援相談	33-3708	橋本市福祉課 月～金8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
	外国人相談	073-435-5240	和歌山県国際交流センター 10:00～16:00（※要予約）（水、祝日を除く） 英語：月・火・木・金・土・日 フィリピン語：月・木・土 中国語：月・火・木・金・土・日 ベトナム語：木
法 律 相 談	借金問題に関する法律相談	073-422-5005	和歌山弁護士会（夜間無料法律相談センター） 金18:00～20:00（※要予約）
	契約トラブル・悪徳商法、法的トラブルなどの相談。相続など登記相談（無料相談）	073-422-4272	和歌山県司法書士会（司法書士総合相談センター） 電話受け付け時間：月～金9:00～17:00、土13:00～16:00 相談会場：（和歌山：毎週土曜日 13:00～16:00） （橋本：毎月第二土曜 13:00～16:00）

	法的トラブルに関する総合案内、情報提供、経済的に困りの方への無料法律相談や裁判費用等の立替制度についてのご案内	050-3383-5457	法テラス和歌山（※要予約） 月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
		0570-078374 （全国共通ナビダイヤル）	法テラスサポートダイヤル 月～金9:00～21:00 土9:00～17:00（日、祝日、年末年始を除く）
さまざまな問題	暮らしの中で困っていること（生活困窮者、高齢者、外国人、セクシュアルマイノリティ、DV、性暴力、障がい者、ホームレス、多重債務者など）に自殺を考慮するほど思い悩んでいる方	0120-279-338 （フリーダイヤル） 聴覚障がい者用 Fax 03-3868-3811	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン（24時間相談）

※この情報は、令和3年1月現在のものであり、今後変更される場合もあります。

最新情報及び詳細については、関係機関にお問い合わせください。

橋本市自殺対策計画

発行日

2021（令和3）年3月

発行・編集

橋本市 健康福祉部 福祉課